

4. 今後の進め方

- 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が平成17年9月に設立されたところであり、この機構が行う以下の取組を適切に支援。
 - ・ 研究事業の一層の推進及び国際シンポジウム及び国際ワークショップの開催。
 - ・ 施設の基本設計の実施等施設整備のための諸作業。
 - ・ 運営委員会（ボード・オブ・ガバナーズ）会合の開催（構想を推進する上での重要事項についての審議）。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法について

法律の目的

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等について定める。

法律の概要

(1) 法人の名称

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）

(2) 機構の目的

沖縄振興特別措置法に規定する沖縄振興計画に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与する。

(3) 事務所

主たる事務所を沖縄県に置く。

(4) 機構の役員及び職員

- ・役員として、理事長及び監事2人を置く（内閣総理大臣が任命）。
- ・理事長を補佐して機構の業務を掌理させるため、役員として理事1人を置くことができる（理事長が任命）。
- ・役職員の身分は非公務員とする。ただし、役職員に秘密保持義務を課し、刑法等の適用については公務に従事する者とみなす。

(5) 運営委員会

機構に、中期計画等を審議し議決するとともに、理事長の任命に関し内閣総理大臣に意見を述べ、業務の実施状況を監視する機関として運営委員会を置く。

(6) 機構の業務の範囲

- 一 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと。
- 二 一の業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。
- 四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- 五 国際的に卓越した科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 六 大学院大学の設置の準備を行うこと。
- 七 一～六の業務に附帯する業務を行うこと。

(7) その他

機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散するものとする等、必要な事項を定める。

- (8) 附 則 ①この法律は、公布の日から施行する。 ②その他所要の経過措置を置く。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法について

本法において、沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想を推進する主体として独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等を定める。

沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想
 沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基づき、沖縄に世界最高水準の自然科学系の国際的な大学院大学を創設
 「国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学（中略）の整備、充実等必要な措置を講ずる」（沖縄振興特別措置法第85条第2項）

機構の目的

機構の業務

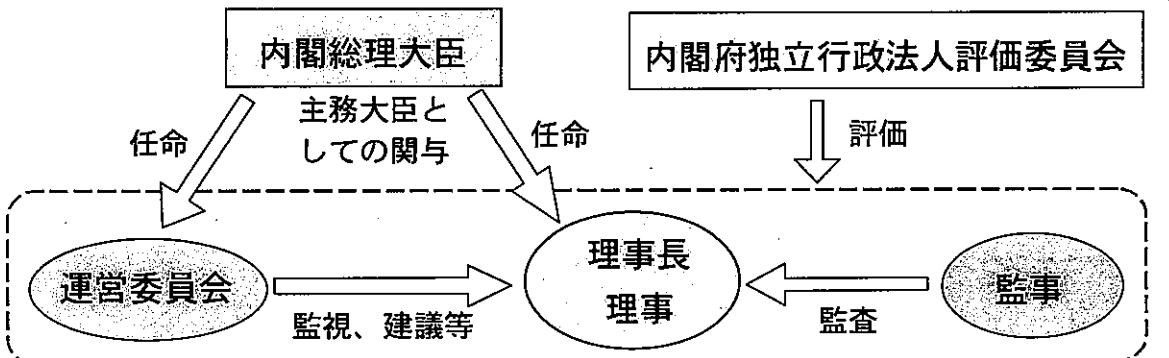
- ・ 大学院大学の設置の準備
- ・ 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発 等

沖縄の研究基盤を整備

（大学院大学開学に向けた諸条件の整備）

- ・ 沖縄の自立的発展
- ・ 世界の科学技術の発展に寄与

機構の運営体制



平成19年度予算

・ 整備法人運営費等経費	42.8 億円
・ 施設整備費	44.2 億円
・ その他経費	0.2 億円
合計	87.2 億円

社 会 資 本 等 の 整 備 状 況

【平成19年5月現在】

事 項	復 帰 時			最 近			備 考
	沖 縄	全 国	対全国比 (全国=100)	沖 縄	全 国	対全国比 (全国=100)	
①治 山 民有保安林率 (%)	—	—	—	(H18.3) 17.2	28.6	60.1	林野庁、沖縄県調
②河 川 水害被害額 (万円/km ²)	(S50~59) 15.5	17.0	91.2	(H8~17) 29.6	18.4	160.9	水害統計
③道 路 人口当たり道路延長 (m/千人) 自動車1台当たり道路延長 (m/台)	(S48.3) 4,532 22.8	9,769 61.4	46.4 37.1	(H17.4) 5,763 8.9	9,343 15.9	61.6 55.3	道路統計年報
④港 湾 港湾取扱貨物量 (百万トン) 国外貿易 国内貿易	(S48) 1 5	727 1,904	0.1 0.3	(H17) 2 16	1,226 1,947	0.2 0.8	港湾統計年報
⑤住 宅 1住宅当たり延べ面積 (m ²) 1人当たり居住室畳数 (畳) 最低居住水準未済世帯割合 (%)	(S48.10) 53.7 4.5 56.7	77.1 6.6 33.7	69.6 68.2 168.2	(H15.10) 77.4 9.9 7.6	94.9 12.2 4.2	81.6 81.1 181.0	住宅・土地統計
⑥下水道 下水道普及率 (%)	(S48.3) 16.5	18.5	89.2	(H18.3) 62.1	69.3	89.6	国土交通省資料
⑦上水道 上水道普及率 (%)	(S48.3) 89.2	84.3	105.8	(H17.3) 100.0	97.1	103.0	厚生労働省調
⑧廃棄物処理施設 ごみ焼却処理率 (%)	(S48.3) 25.2	56.9	44.3	(H17.3) 80.9	77.5	104.4	環境省調

事 項	復 帰 時			最 近			備 考
	沖 縄	全 国	対全国比 (全国=100)	沖 縄	全 国	対全国比 (全国=100)	
⑨工業用水道 補給水に占める工業用水道の率 (%)	(S54.12) —	32.6	—	(H16.12) 10.3	40.9	25.2	経済産業省調
⑩都市公園 都市計画区域内人口1人当たり 公園面積 (㎡/人)	(S48.3)			(H18.3)			
県全体	0.8	2.9	27.6	9.4	9.1	103.3	国土交通省調
沖縄本島のみ	—	—	—	7.3		80.2	沖縄県調
⑪農業基盤	(S50.3)			(H14.3)			
水田の整備率 (%)	1.7	19.4	8.8	49.6	60.1	82.5	農林水産省調
畑の整備率 (%)	1.4	14.5	9.7	63.4	74.2	85.4	
⑫森 林 森林率 (%)	(S48.3)			(H18.4)			
	45	67	67.4	46	67	68.7	林野庁、沖縄県調
⑬教育施設	(S47.5)			(H18.5)			
小・中学校校舎整備率 (%)	73.6	94.9	77.6	88.7	92.3	96.1	文部科学省調
小・中学校屋内運動場設置率 (%)	14.1	77.1	18.3	94.0	97.3	96.6	
高等学校校舎整備率 (%)	55.3	78.0	70.9	71.1	72.0	98.8	
⑭医 療	(S47.12)			(H16.10)			
10万人当たり一般病床数	179.2	607.3	29.5	1,029.8	988.1	104.2	厚生労働省調
10万人当たり医師数	41.8	116.7	35.8	(H16.12) 196.3	201.0	97.7	

(注) 1. 最低居住水準＝国土交通省が5箇年計画において、すべての世帯が確保すべき水準として定めたもの

(例: 3人世帯: 住戸専用面積39㎡、4人世帯: 同50㎡)

2. 下水道普及率＝処理区域人口/行政人口

3. 水田の整備率＝区画がおおむね30a程度以上で整形済みのもの

4. 畑の整備率＝幹線道路、末端農道が整備されたもの

5. 校舎整備率＝必要面積に対する充足率

5. 沖縄振興開発金融公庫について

1 沖縄振興開発金融公庫の概要

(1) 設立

昭和 47 年 5 月 15 日、沖縄の本土復帰に伴い設立。

(2) 業務の内容

沖縄の産業の振興及び社会の開発に資するため、本土公庫等 (注) の役割を沖縄県において一元的に担っている総合政策金融機関である。

(注) 日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫) 及び独立行政法人福祉医療機構

(3) 組織

本店 (那覇市)、東京本部、支店 4 (うち離島 2 <宮古島、石垣島>)

(4) 役職員

理事長：松田浩二 (沖縄出身)、副理事長：金井照久、理事 3 名、監事 (非常勤) 1 名

職員： 221 名 (平成 19 年度予算定員)

(5) 資本金

702 億円 (平成 17 年度末現在)

うち、復帰時の承継資産 216 億円

(6) 平成 19 年度事業計画 1,429 億円

貸付	1,420 億円
企業に対する出資	7 億円
新事業創出促進出資	2 億円

(7) 貸付残高 (平成 17 年度末現在) 13,067 億円

2 補給金

沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）は、損益上の収支差を補填するために一般会計から補給金を受け入れている。

（平成 19 年度予算額：41 億 5 百万円）

3 沖縄振興開発金融公庫運営協議会

沖縄公庫の業務運営に地元の意見を反映させるため、閣議決定（昭和 47 年 6 月 16 日）に基づき設置。委員は、県知事、県議会議長はじめ県各界の代表者（県銀行協会会長を含む）、学識経験者などで構成されている。

4 政策金融改革

沖縄公庫は、政策金融改革の対象機関の一つであり、「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」にその在り方が規定されている。

(参考1)「行政改革の重要方針」(抄) 平成17年12月24日閣議決定

1 (2) ク

沖縄振興開発金融公庫分野

- ① 本土公庫等見合いの機能は、本土と同様の扱いとし、撤退又は残す。
- ② 沖縄独自制度、特利制度は、歴史的・地理的特殊性等にかんがみ、残す。

(3) イ

- ① 一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。
 - (ア) 国民生活金融公庫 (教育貸付は縮減)
 - (イ) 中小企業金融公庫 (一般貸付を除く)
 - (ウ) 農林漁業金融公庫 (大企業向け等の食品産業貸付を除く)
 - (エ) 沖縄振興開発金融公庫 (本土公庫見合いで廃止する貸付けを除く)
 - (オ) 国際協力銀行 (貿易投資金融を除く)

- ③ 沖縄振興開発金融公庫については、現行「沖縄振興計画」(平成14年7月9日内閣総理大臣決定)の最終年次である平成23年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、統合する。

(参考2)「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(抄)

(沖縄振興開発金融公庫の在り方)

- 第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。
- 2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。
- 3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

第8条第2項ただし書

ただし、教育資金の貸付けについては、低所得者の資金需要に配慮しつつ、貸付けの対象の範囲を縮小するものとする。

第9条第2項ただし書

ただし、農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の貸付けは、資本市場からの調達が困難な資金の貸付けに限定するものとし、農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)第18条の2第1項第4号に規定する食品の製造等の事業を営む者に対する貸付けは、中小企業者に対する償還期間が10年を超える資金の貸付けに限定するものとする。

第10条ただし書

ただし、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)第19条第1項第1号及び第2号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のものは、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

6 米軍施設・区域に係る主な課題

(1) 沖縄における米軍施設・区域の概況

沖縄における米軍施設・区域の存在は、我が国のみならずアジア・太平洋地域の平和と安定に貢献する一方で、国土面積の0.6%の沖縄に在日米軍施設・区域の約75%が集中することにより、県民の大きな負担となっている。

(2) SACO最終報告を踏まえた取組

政府としては、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を踏まえ、米軍施設・区域の整理・統合・縮小に取り組んでいくとの方針でこれまでも努力してきたところであり、今後も、県民の負担を軽減するため、引き続き全力で取り組んでいく考え。

(3) 在日米軍再編協議との関係

平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会（「2+2」）で取りまとめられた共同文書（「再編実施のための日米のロードマップ」）においては、「キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファームの全面的返還、及び、キャンプ瑞慶覧の部分的返還の検討」などが謳われており、今後、詳細な計画が作成されることとなる。

(参考1) 米軍施設・区域（専用施設）面積の変遷

(参考2) SACO最終報告における土地の返還

(参考3) 沖縄県における米軍施設・区域

米軍施設・区域(専用施設)面積の変遷

	沖 縄		本 土		合 計		在沖米軍施設・区域	
	施設 件数	面 積 (ha)	施設 件数	面 積 (ha)	施設 件数	面 積 (ha)	全国面積 に占める 割合	沖縄本島 面積に占 める割合
① 沖縄復帰時 (S45.5.15.)	83	27,800	98	19,600	181	47,500	59 %	22 %
② SACO最終報告時 (H8.12.2.)	38	23,500	53	7,900	91	31,400	75 %	19 %
①→②	▲45	▲ 4,300 (▲ 16 %)	▲45	▲ 11,700 (▲ 60 %)	▲90	▲ 16,100 (▲ 34 %)	—	—
③ H19.1.1.現在	33	22,900	52	7,900	85	30,900	74 %	18 %
④ SACO最終報告 達成時	30	18,300	52	7,900	82	26,300	70 %	15 %
③→④	▲ 3	▲ 4,700 (▲ 21 %)	0	0	▲ 3	▲ 4,700 (▲ 15 %)	—	—

※1 米軍施設・区域(専用施設)の面積及び施設件数は、防衛施設庁資料による。

※2 計数は、四捨五入(土地面積(ha)は、10の位を四捨五入)により符合しないことがある。

※3 ②のSACO最終報告時の数値は、平成8年3月31日時点のもの。

※4 本島の陸地面積は、①S47.5.15.現在(防衛施設庁資料)、②H8.10.1.現在(国土地理院)、③④H18.10.1.現在(国土地理院)のもの。

※5 SACO最終報告後、沖縄で5施設(知花サイト(平成8年12月)、工兵隊事務所(平成14年9月)、瀬名波通信施設(平成18年9月)、楚辺通信所(平成18年12月)、誂谷補助飛行場(平成18年12月))、本土で2施設(横浜ミルグラント(平成12年3月)、小柴貯油施設(平成17年12月))が全部返還されている。

※6 SACO最終報告後、本土で1施設(車力通信所(平成18年5月))が新規提供されている。

※7 ③→④の「▲3」とは、普天間飛行場、ギンバル訓練場、那覇港湾施設である。

S A C O 最終報告における土地の返還

平成19年3月14日版

施設名等	区分	施設面積 (ha)	返還面積 (ha) (返還予定)	条件等	進捗状況
普天間飛行場	全部	481	481 (5~7年以内)	・海上施設の建設を追求(規模約1,500m等) ・岩国飛行場に12機のKC-130を移駐等 ・嘉手納飛行場における追加的整備等	H18. 5.30 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定 H18. 8.29 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置
北部訓練場	過半	7,513	3,987 (平成14年度末)	・海へ出入り用の土地約38ha及び水域約121haを提供 ・ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設	H18.12.14 環境影響評価図書(評価書)を県知事に送付 H19. 1.26 県知事意見を受領 H19. 2.20 公表・閲覧開始 H19. 3.13 ヘリコプター着陸帯(6か所のうち3か所)の建設の実施について日米合同委員会合意
安波訓練場	全部	(480)	(480) (平成9年度末)	(共同使用を解除) (水域約7,895haの共同使用を解除)	H10.12.22 返還済み
ギンバル訓練場	全部	60	60 (平成9年度末)	・ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場に、 その他の施設をキャンプ・ハンセンに移設	
楚辺通信所	全部	53	53 (平成12年度)	・アンテナ施設等をキャンプ・ハンセンに移設	H18. 5.15 代替施設を米側に提供 H18. 6.15 一部土地(0.02ha)の返還 H18.12.31 返還済み
読谷補助飛行場	全部	191	191 (平成12年度末)	・パラシュート訓練を伊江島補助飛行場に移転 ・楚辺通信所を移設後返還	H12. 7月以降、パラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場において実施 H18. 7.31 一部土地(138ha)の返還 H18.12.31 返還済み(残り約53haの返還)
キャンプ桑江	大部分	107	99 (平成19年度末)	・海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設 (返還面積には返還合意済みの北側部分を含む)	H15. 3.31 北側部分約38haを返還 移設工事中
瀬名波通信施設	ほぼ全部	61	61 (平成12年度末)	・アンテナ施設等をトリイ通信施設に移設 ・マイクロウェーブ鉄塔部分(約0.1ha)は引き続き使用	H18. 5.15 代替施設を米側に提供 H18. 9.30 返還済み 保留地(0.27ha)はトリイ通信施設へ統合
牧港補給地区	一部	275	3 (国道拡幅部分)	・返還に伴い影響を受ける施設を残余の施設内に移設	H17. 8. 9 浦添市は、返還等について了承
那覇港湾施設	全部	57	57	・返還を加速化するために共同で最大限の努力を継続	H15. 7月 代替施設の位置及び形状を修正合意
住宅統合		648	83 (平成19年度末)	・キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在する米軍住宅を統合	移設工事中
計		9,446	5,075		
新規・追加提供			▲73	(那覇港湾施設:約35ha、北部訓練場:約38ha)	
合計		11施設	5,002	県内施設・区域の約21%減	

(4) 普天間飛行場の移設・返還に係る取組等

① 在日米軍再編とこれまでの日米協議

米国は国際テロの脅威や大量破壊兵器の拡散等新たな脅威を抱えた安全保障環境や、軍事技術の進展を踏まえ、世界規模での米軍の軍事態勢を見直し。平成15年11月、ブッシュ大統領は、同盟国等との再編協議を強化する方針を強調。

日米間では平成14年12月の日米安全保障協議委員会（「2＋2」）以降、新たな安全保障環境における日米同盟のあり方を検討。

平成17年2月19日の「2＋2」において、日米の「共通戦略目標」を確認。

平成17年10月29日の「2＋2」においては、日米の役割・任務・能力や在日米軍の兵力構成見直しを協議し、その成果を共同文書「日米同盟：未来のための変革と再編」として公表。

平成18年5月1日の「2＋2」においては、これまでの協議の最終的な取りまとめがなされ、今後の各措置の着実な実施が重要であることが確認されるとともに、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」を公表。

② 沖縄における在日米軍再編に関する施策

今回の「2＋2」において合意された沖縄に関する米軍再編の具体的な施策の主な内容は、以下の通りであり、「全体的なパッケージの中で、相互に結びついている」とされている。

- 1) 普天間飛行場代替施設を辺野古岬と大浦湾・辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に2本の滑走路（1,600m、施設長1,800m）を配置し、2014年を完成目標とすること等

- 2) 約8,000名の在沖海兵隊要員及び約9,000名の家族のグアムへの移転、その経費負担
- 3) キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設、キャンプ瑞慶覧の全面的又は部分的返還の検討、キャンプ・ハンセン及び嘉手納飛行場の自衛隊との共同使用
- 4) 嘉手納飛行場からの訓練移転

③ 米軍再編に関するこれまでの取組

平成17年11月11日、「平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」を閣議決定。

その後、総合的な観点からの取り組みを検討することを目的として、米軍基地再編関係閣僚会合を2回（H17.11.15.、H18.1.31.）開催。

平成18年4月7日、防衛庁長官と名護市長が「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」に合意。（同日、宜野座村長も同名文書に合意）

平成18年5月11日、防衛庁長官と沖縄県知事が「在沖米軍再編に係る基本確認書」に合意。

平成18年5月30日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定。（「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（H11.12.28.閣議決定）を廃止）

平成18年8月29日、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置。（12月25日に第2回、平成19年1月19日に第3回を開催）

④ 今後の取組

今後は、政府内の調整や地元沖縄の意向を踏まえ、適切に対応していく。